

2023年2月27日

共同新設分割に関する事前開示書面

東京都中央区新川一丁目23番1号
日清オイリオグループ株式会社
代表取締役社長 久野 貴久

当社（以下「日清オイリオ」という。）は、2023年2月20日、株式会社J-オイルミルズ（本店東京都中央区明石町8番1号。以下「J-オイル」という。）との間で、共同で新設分割計画（以下「本分割計画書」という。）を作成し、日清オイリオ及びJ-オイルが日清オイリオの水島工場及びJ-オイルの倉敷工場における搾油工程を搾油受託事業とし、それに係る権利義務の一部を承継させる製油パートナーズジャパン株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立する、共同新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととしました。本分割に関する事前開示事項（会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 共同新設分割計画の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

（1）新設分割会社に対して交付する新設分割設立会社株式の数及び割当ての相当性

- ・新設会社は、本分割に際して、日清オイリオに対し、新設会社の株式5,000株を、J-オイルに対し、新設会社の株式5,000株を交付します。
- ・割当ての算定に際しては、対象事業に係る資産等の内容を精査し、同事業に係る主要な資産である有形固定資産をコスト・アプローチにより評価し、総合的に勘案して、当事会社間で協議の結果、決定いたしました。

（2）新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性

本分割により設立する新設会社の資本金及び準備金の額については、日清オイリオ及びJ-オイルが新設会社に承継予定の資産及び負債の額、新設会社の財務基盤等を考慮し、会社計算規則に従い、本分割計画書第6条記載のとおりとしたものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社についての事項

- (1) J-オイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容
J-オイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2に記載のとおりです。
- (2) J-オイルの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) J-オイルにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 日清オイリオ（新設分割会社）についての事項（日清オイリオにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）
該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 日清オイリオの債務の履行の見込みについて

日清オイリオの2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は267,725百万円、負債の額は148,313百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本分割により日清オイリオが新設会社に承継させる資産及び負債の2022年12月末日時点における帳簿価額は、資産について7,373百万円、負債について1百万円です。

また、本分割後も、日清オイリオにおける資産の額は負債の額を十分上回る見込みです。

さらに、日清オイリオにおいて、本分割の効力発生日以後における日清オイリオの債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上の点、及び日清オイリオの収益状況、キャッシュフローの状況等に鑑みて、日清オイリオの債務については、本分割の効力発生日以降も履行に支障はないと見込んでおります。

- (2) 新設会社が日清オイリオ及びJ-オイルから承継する債務の履行の見込みについて

本分割により新設会社が日清オイリオ及びJ-オイルから承継する資産及び負債の2022年12月末日時点における帳簿価額は、合計して資産について14,987百万円、負債について1百万円であり資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本分割の効力発生日以後における新設会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。

以上の点、並びに新設会社の収益及びキャッシュ・フローの見込み等に鑑みて、新設会社が日清オイリオ及びJ-オイルから承継する債務については、本分割の効力発生日以降も履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1 分割計画書

次頁以降を参照願います。

共同新設分割計画書

東京都中央区新川一丁目23番1号日清オイリオグループ株式会社（以下「甲」という。）及び東京都中央区明石町8番1号株式会社J-オイルミルズ（以下「乙」という。）は、共同して新設分割を行い、甲及び乙が本事業（第1条に定義される。）に関して有する権利義務の一部を新たに設立する製油パートナーズジャパン株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させるため、以下のとおり共同新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（共同新設分割）

第1条 甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、甲の水島工場（岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地）及び乙の倉敷工場（岡山県倉敷市玉島乙島新湊8266番地）における搾油工程を搾油受託事業（以下「本事業」という。）とし、それに係る権利義務の一部を新設会社に承継させる共同新設分割（以下「本分割」という。）をする。

（新設会社の定款）

第2条 新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は、岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地とする。

（設立時の取締役及び監査役）

第3条 新設会社の設立に際して取締役及び監査役となる者は、それぞれ次のとおりとする。
設立時取締役： 川邊 修、田中 一伸、三木 浩嗣、堀内 亨
設立時監査役： 仲沢 和浩、末田 篤憲

（分割により承継する権利義務）

第4条 新設会社が本分割により甲及び乙から承継する資産、債務、その他の権利義務は、別紙2のとおりとする。

2 新設会社は、前項に基づき承継する債務について、甲及び乙から免責的に承継するものとし、甲及び乙は、新設会社の成立の日以後、当該債務について、その弁済・履行の責任を免れるものとする。甲及び乙が、当該承継する債務について、履行その他の負担をしたとき（会社法第764条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、新設会社に対してその負担の全額について求償することができるものとする。

（分割に際して交付する新設会社の株式に関する事項）

第5条 新設会社は、本分割に際して、普通株式10,000株を発行し、甲及び乙に対し、前条第1項に定める甲及び乙から承継する権利義務の対価として、新設会社の株式を次のとおり交付する。

甲に対し、5,000株

乙に対し、5,000株

(新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第6条 新設会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 : 1億円
- (2) 資本準備金 : 1億円
- (3) 利益準備金 : 会社計算規則第51条に従い新設会社において定める。

(共同新設分割の登記)

第7条 本分割に係る甲及び乙の変更の登記並びに新設会社の設立の登記を行う日は、2023年4月3日とする。ただし、手続上の必要性その他の事情により必要であり、甲及び乙が合意した場合は、これを変更することができる。

(競業避止義務)

第8条 甲及び乙は、別途合意する場合を除き、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、競業避止義務を負わない。

(承認決議)

第9条 甲及び乙は、会社法第805条の定めにより、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

(分割条件の変更及び共同新設分割の中止)

第10条 本計画の作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間に、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本分割に関する条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

(規定外事項)

第11条 本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙の協議によってこれを定める。

以 上

2023年2月20日

東京都中央区新川一丁目23番1号
日清オイリオグループ株式会社
代表取締役社長 久野 貴久

2023年2月20日

東京都中央区明石町8番1号
株式会社J-オイルミルズ
代表取締役社長執行役員 佐藤 達也

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、製油パートナーズジャパン株式会社と称する。

英文では、Oilseed Processing Partners Japan, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 油脂類および油粕類の製造ならびに加工
2. 前号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山県倉敷市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当を受ける権利等の決定)

第9条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の

割当を受ける権利を与える旨およびその申込の期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株式の取扱い)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、当会社所定の手続きによるものとする。

(基準日)

第11条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社に取締役3名以上6名以内を置く。

(選 任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により、または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(招集権者および議長)

第22条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(員 数)

第28条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選 任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から起算して満5年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第36条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2024年3月31日までとする。

(設立時の代表取締役)

第37条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 川邊 修

設立時代表取締役 田中 一伸

以上

甲の承継権利義務明細

効力発生日において新設会社が甲から承継する権利義務は、効力発生日において有効に存在する次に定める甲の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

- ・本事業のみに属する現預金

(2) 有形固定資産

- ・本事業に関して有する建物（ミール製品倉庫を含む）、構築物（サイロを含む）、機械及び装置（貫流ボイラーを含む）、工具器具備品、車両運搬具、建設仮勘定及びリース資産の一切

(3) 無形固定資産

- ・本事業のみに属する仕様書、図面、技術情報、営業情報、管理情報その他の情報に含まれる本事業のみに属する一切の営業秘密、技術的ノウハウ及びその他のノウハウ

2. 債務

本事業のみに属する債務（2023年3月31日までに甲において認識した負債を除く。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

専ら本事業に属する雇用契約以外の一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務（当該契約に基づき生じる契約不適合責任に基づく債務、損害賠償責任に基づく債務その他一切の偶発債務及び簿外債務を除く。）。ただし、甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

本分割に際して、雇用契約は承継しない。

5. 許認可

甲が専ら本事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継することができるもの。

乙の承継権利義務明細

効力発生日において新設会社が乙から承継する権利義務は、効力発生日において有効に存在する次に定める乙の権利義務とする。

1. 資産

(1) 有形固定資産

- ・本事業に関して有する建物、構築物、機械及び装置、工具器具備品、車両運搬具及び建設仮勘定の一切

(2) 無形固定資産

- ・本事業のみに属する仕様書、図面、技術情報、営業情報、管理情報その他の情報に含まれる本事業のみに属する一切の営業秘密、技術的ノウハウ及びその他のノウハウ

2. 債務

本事業のみに属する債務（2023年3月31日までに乙において認識した負債を除く。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

専ら本事業に属する雇用契約以外の一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務（当該契約に基づき生じる契約不適合責任に基づく債務、損害賠償責任に基づく債務その他一切の偶発債務及び簿外債務を除く。）。ただし、甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

本分割に際して、雇用契約は承継しない。

5. 許認可

乙が専ら本事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継することができるもの。

以 上

別紙2 J-オイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容
次頁以降を参照願います。

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)**1 当社グループの現況に関する事項****1. 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度は、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続きました。また、油脂製品の主な原料である大豆や菜種およびパーム油など購入油の価格上昇と海上運賃の上昇もあり、引き続き原料コストは高値水準で推移しております。このような状況下において当社は原料コスト上昇に見合った販売価格の改定や、成長ドライバーとなる高付加価値品の拡販、継続的なコストダウンを進め収益基盤の強化に努めました。しかしながら、原料コスト上昇の影響をカバーするには至らず、営業利益、経常利益ともに減益となりました。また特別損益では、株式会社J-ケミカル（現 MGCウッドケム株式会社）株式譲渡完了に伴い関係会社株式売却益を計上した一方で、油脂加工品事業の事業資産等について減損損失を計上いたしました。

以上の結果、売上高2,015億51百万円（前期比22.3%増）、営業損失21百万円（前年同期は営業利益66億87百万円）、経常利益5億96百万円（前期比91.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益19億53百万円（前期比62.8%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は13億42百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は70百万円減少しております。

売上高	2,015億51百万円	前期比	22.3%増	↑
営業利益	△21百万円	前期比	—	↓
経常利益	5億96百万円	前期比	91.9%減	↓
親会社株主に帰属する当期純利益	19億53百万円	前期比	62.8%減	↓

セグメント別の概況

(単位：百万円)

	売上高	前期比 (%)	営業利益	前期比 (%)
油脂事業	178,364	28.4%増	325	94.8%減
スペシャルティフード事業	21,128	7.7%増	△620	—
その他	2,058	67.4%減	273	60.4%減
合計	201,551	22.3%増	△21	—

(注) 報告セグメントは、当期より「油脂事業」、「油脂加工品事業」、「食品・ファイン事業」としていた従来の報告セグメントを「油脂事業」および「スペシャルティフード事業」に変更しており、「食品・ファイン事業」の区分に含まれていたケミカル事業については「その他」に含めております。当該変更に伴い、売上高および営業利益の前期比較は、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。



油脂部門につきましては、家庭用は、コロナ禍で一時的に市場が大きく拡大した翌年にあたるため、当期は第1四半期を中心に市場が縮小しました。加えて、度重なる値上げによる節約志向から需要が減少したことから、家庭用油脂の販売数量は前年同期を下回りました。汎用油においては、主原料である大豆や菜種などの急激な原料コスト上昇にともない、5度に及ぶ価格改定を実施いたしました。その結果、販売数量は減少したものの、売上高は伸長しました。高付加価値品においては、オリーブオイルはテレビCMによる購買を喚起した月には前年同期を上回りましたが、市場全体の縮小や競合環境により、年間の売上高は前年同期を下回りました。

た。一方で、健康志向の高まりを背景に市場が拡大している「こめ油」の売上高は前年同期を大きく上回りました。また、環境負荷の低減やお客さまの使いやすさを意識したスマートグリーンパック[®]（紙パック）を上市し、汎用油から高付加価値品まで幅広いシリーズを展開しました。業務用は、外食向けを中心に厳しい市場状況が継続しましたが、前年の市場が大きく減退した翌年であるため、販売数量は前年同期をわずかに上回りました。家庭用と同様に5度の価格改定を実施した結果、売上高は前年同期を大きく上回りましたが、急激なコスト上昇に追いつかず、営業利益は前年同期を大きく下回りました。また、価格改定に併せて、お得意先のコスト負担軽減に貢献するべく、長く使える油「長徳[®]」シリーズの提案を強化し、販売数量は前年同期を大きく上回りました。

油糧部門につきましては、大豆ミールの販売数量は、搾油量が前年同期を上回ったことから、前年同期を上回りました。販売価格はシカゴ相場的大幅上昇により前年同期を大きく上回りました。菜種ミールの販売数量は、搾油量が前年同期をやや上回り、また原料品質由来によりミール歩留が増加し生産量が増加したことから、前年同期を上回りました。販売価格は大豆ミール価格に連動して上昇したことにより前年同期を大きく上回りました。これにより、当部門の売上高は前年同期を大きく上回りました。

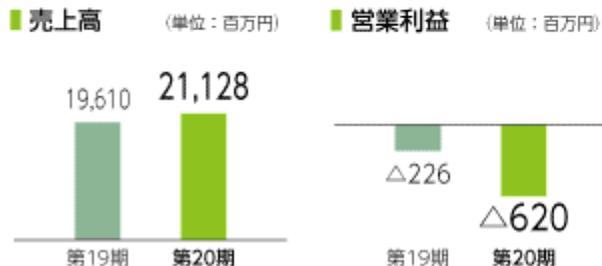
以上の結果、当事業は売上高1,783億64百万円（前年同期比28.4%増）、セグメント利益3億25百万円（前年同期比94.8%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は13億42百万円減少し、セグメント利益は7百万円増加しております。



スペシャルティフード事業

主要な事業内容

● マーガリン・粉末油脂・スターチ・
ファイン



油脂加工品部門につきましては、家庭用は、主力商品の「ラーマバターの風味」増量セールを実施するとともに、ラーマ全品を対象としたラーマ55周年記念消費者キャンペーンを実施し

拡販に努めましたが、前年の新型コロナウイルス感染症の影響による内食需要の反動減もあり、販売数量は前年同期を下回り、売上高は前年同期と同程度という結果となりました。新規事業として2021年9月より植物性代替食品である「Violifeブランド（プラントベースチーズ、プラントベースバター）」を関東地方1都6県で先行発売、2022年3月からは全国展開いたしました。お客さまはじめメディア等から高い評価をいただいております。業務用はグランマスター®シリーズを中心に高付加価値品の拡販に努めると共に主な原料であるパーム油、大豆、菜種の調達価格の上昇に応じた価格改定に注力しました。新型コロナウイルス感染症によるインバウンド需要の消失、度重なる緊急事態宣言ならびにまん延防止等重点措置による外出自粛の影響を受け販売数量は前年同期を下回り、売上高は前年同期をわずかに上回る結果となりました。粉末油脂製品は堅調な需要に支えられ販売数量および売上高は前年同期を上回りました。

テクスチャーデザイン部門につきましては、コーンスターチの食品用途および工業用途ともに拡販継続に努めたため、販売数量、売上高ともに前年同期を上回りました。春先から続く相場上昇、為替、他影響を受け値上げを実施いたしました食品用加工澱粉の内、重点拡販商品である「ネオトラスト®」を含む高付加価値品は、品質、食感改良材として中食・外食向けに新規採用が増えたことから、販売数量、売上高ともに大きく上回りました。第2四半期に上市いたしました、業務用スターチ製品の新ブランド「TXdeSIGN®(テクスデザイン)」シリーズ、ならびにプラントベースミート用の大豆たん白「プランテクスト®」につきましては、引き続き拡販にむけ提案を強化いたしました。大豆たん白をベースとしたシート状大豆食品「まめのりさん®」の販売は、主要販売先である北米において新型コロナウイルスのワクチン接種が進む中、外食需要が回復してきたこともあり、売上高はロックダウンによる出荷影響を受けた前年同期に対し大きく上回りました。

ファイン部門につきましては、高付加価値品であり特に注力しているビタミンK2の販売が国内外において好調で、売上高は前年同期を大きく上回りました。海外向けに「menatto®」のブランドを掲げて認知拡大に努めています。

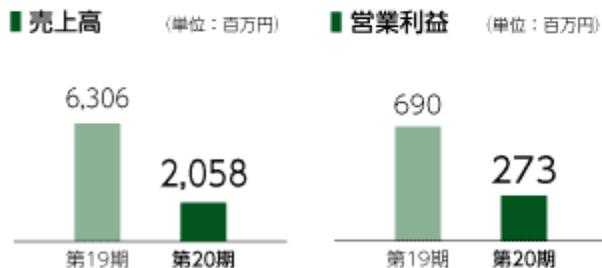
以上の結果、当事業は売上高211億28百万円（前年同期比7.7%増）、原料価格の高騰によるコスト上昇などを吸収するまで価格の改定が追いつかず、セグメント損失6億20百万円（前年同期はセグメント損失2億26百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は5百万円減少し、セグメント利益は2百万円減少しております。



その他

主要な事業内容

- 不動産賃貸等



その他の事業につきましては、売上高20億58百万円（前年同期比67.4%減）、セグメント利益2億73百万円（前年同期比60.4%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は6百万円増加し、セグメント利益は0百万円減少しております。

2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

- ① 資金調達
当事業年度において、特に記載すべき事項はありません。
- ② 設備投資
当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は5,129百万円で、主なものは各工場での生産設備の更新・増強工事および本社でのシステム更新・増強工事等であります。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割
当事業年度において、該当事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受け
当事業年度において、該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
 - ・2021年5月31日をもって株式会社J-ケミカル（現 MGCウッドケム株式会社）の全株式を譲渡したことに伴い、同社は連結子会社ではなくなり、また、同社が株式を保有していた株式会社ユタカケミカル（現 MGCウッドケム株式会社）は持分法適用関連会社ではなくなりました。
 - ・2022年3月31日をもって辻製油株式会社の全株式を譲渡したため、同社は持分法適用関連会社ではなくなりました。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
当事業年度において、該当事項はありません。

3. 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第17期	第18期	第19期	第20期
		2018年度	2019年度	2020年度	(当連結会計年度) 2021年度
売上高	(百万円)	186,778	178,196	164,816	201,551
営業利益	(百万円)	5,663	6,661	6,687	△21
経常利益	(百万円)	6,326	7,302	7,374	596
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,749	5,203	5,253	1,953
1株当たり当期純利益	(円 銭)	144.28	158.10	159.62	59.24
総資産	(百万円)	147,688	147,541	156,509	161,700
純資産	(百万円)	86,908	89,683	94,475	94,523
1株当たり純資産	(円 銭)	2,638.37	2,714.49	2,859.34	2,846.30
自己資本利益率 (ROE)	(%)	5.6	5.9	5.7	2.1

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しております。
2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、各連結会計年度の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額について、これらの株式分割後の数値を記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 対処すべき課題

新型コロナウイルスの収束が依然として不透明な中、世界的な食糧需要の増加や気候変動などにより、海外からの原料や購入油の調達価格が大幅に上昇する一方、急激な為替変動やエネルギーコストの上昇など、当社を取り巻く事業環境は大きく変貌しています。

このような環境下、当社は人々の生活に欠かせない生活必需品の食品を扱う企業として、従業員の安全と安心を確保し、アフターコロナにおける新しい生活様式や消費者トレンドを捉えながら、安定供給と消費者のニーズに合う製品の開発に努めています。

当社グループの対処すべき課題としましては、油脂原料価格の高騰、エネルギーコストの上昇、為替変動、地球温暖化、また、国内市場における少子高齢化による需要減少に加え、消費者ニーズの多様化などを認識しております。

第20期（2021年度）は、以下の通り、汎用油の収益力改善や高付加価値化などを中心に成長戦略、構造改革、経営基盤の強化策を推進しました。

<成長戦略>

製品力強化とコミュニケーション強化の施策を通じ、高付加価値品の拡販を図りました。油脂事業において、家庭用油脂では、環境負荷の低減やお客様の使いやすさを意識した「スマートグリーンパック[®]」（紙パック製品）を上市するとともに、業務用油脂では、得意先のコスト負担軽減に貢献するべく、長く使える油「長徳[®]」シリーズの提案を強化しました。

また、スペシャリティフード事業においては、「Violifeブランド」商品を上市し、プラントベースチーズ市場への新規参入を図りました。業務用スターチ製品では、新ブランド「TXdeSIGN[®]（テクスデザイン）」シリーズを立ち上げ、拡販に取り組むとともに、DX推進によるコミュニケーションの強化を図りました。

足元の原料価格への対応を喫緊の課題としつつ、引き続き高付加価値品の開発および拡販に努め、成長領域への拡充を図ってまいります。

<構造改革>

持続的成長を確実なものとするため、ケミカル事業を譲渡、バリューチェーン&業務プロセス改革の一環としての油脂生産体制の再構築、資産効率改善として遊休資産や投資有価証券等の処分、さらに販売品目の統廃合などに取り組みました。日清オイリオグループ株式会社との業務提携を通じて、搾油事業の国際競争力の強化、産業の発展および食品の安定供給を通じた社会貢献ならびに中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

<経営基盤強化>

当社の取締役会は様々な経験を有する取締役を配し、独立社外取締役が全体の1/3を占めていますが、取締役会の監督機能を強化するばかりではなく、執行機能とのコミュニケーションを活発化しています。また、2021年度はサステナビリティに資する施策として、生産拠点を中心とするCO₂削減の取組み、ダイバーシティ&インクルージョンの推進を図るとともに、基幹システム再構築を通じた業務プロセス改善、事業リスクに応じたグループガバナンスの整備など各種施策に取り組みました。

当社グループはこれまで培った資産と独自の強みを活かし、SDGs（国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた持続可能な開発目標）で挙げられている様々な課題に対して、事業を通じて解決に貢献し、さらには新たな価値を提供することで当社グループも成長を目指すCSV（共通価値の創造）経営を推進します。同時にESG（環境、社会、企業統治）に配慮した経営を同時に進めてまいります。

<第六期中期経営計画の見直し>

当社グループは、2021年5月20日に、2024年度を最終年度とする第六期中期経営計画「Transforming for Growth」を発表し、各戦略目標達成に向けて取り組んでまいりましたが、策定当初と比べて事業環境が大きく変化しました。

バイオディーゼル向けなど世界的な食用油需要の増大や主な原料生産国の天候不順、新型コロナウイルス禍に端を発する人手不足による減産といった複数の要因を受けた需給のひっ迫に加え、世界情勢が大きく変化したことで穀物や油脂原料の供給見通しが悪化したことから大豆、菜種、パーム油をはじめとする原料相場は総じて高騰しております。

加えて、原油相場高騰によるエネルギーコストや物流費の上昇、為替相場の円安進行も重なり、食用油脂全般に及ぶ調達コストは当面は先行き不透明な状況が続くと見込まれています。

以上の環境変化を踏まえ、当社は第六期中期経営計画を見直すこととし、足元の原料価格高騰への対応と収益構造改革の早期実現を喫緊の課題として、スピード感を持って取り組んでいく所存です。

5. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
油脂事業	家庭用油脂・業務用油脂 油糧（大豆ミール、菜種ミール）
スペシャリティフード事業	油脂加工品（マーガリン、粉末油脂） テクスチャーデザイン（スターチ、大豆シート食品） ファイン（ビタミンK2）
その他	不動産賃貸等

6. 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区明石町8番1号			
支社および支店	東京支社 大阪支社 東北支店 北陸支店 九州支店	(東京都中央区) (大阪市北区) (仙台市青葉区) (石川県金沢市) (福岡市中央区)	名古屋支社 北海道支店 関東信越支店 中四国支店	(名古屋市中区) (札幌市西区) (群馬県高崎市) (岡山市北区)
工場および事業所	千葉工場 静岡事業所 神戸工場 若松工場	(千葉市美浜区) (静岡市清水区) (神戸市東灘区) (北九州市若松区)	横浜工場 浅羽工場 倉敷工場	(横浜市鶴見区) (静岡県袋井市) (岡山県倉敷市)
研究開発・アプリケーション組織	(東京都中央区・横浜市鶴見区・横浜市戸塚区・静岡市清水区・神戸市東灘区)			

7. 重要な子会社の状況

会社名	本社	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社J-NIKKAパートナーズ	東京都中央区	百万円 20	% 100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
株式会社J-パック	横浜市鶴見区	10	100	油脂等の包装

(注) 2021年5月31日をもって株式会社J-ケミカル（現MGCウッドケム株式会社）の全株式を譲渡したことに伴い、同社は連結子会社から除外しております。

8. 従業員の状況

当社グループの従業員数	前期末比増減
1,361名	7名増

(注) 従業員数は、就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む他、臨時従業員を除く。）であります。

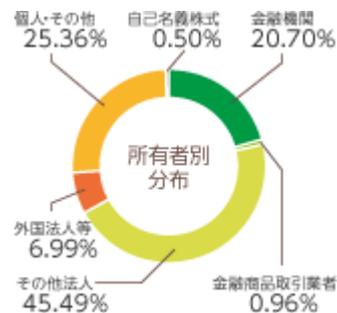
9. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	百万円 3,920
農林中央金庫	3,810
株式会社三菱UFJ銀行	3,420

(注) 上記の他に、9金融機関によるシンジケート・ローン5,000百万円の借入があります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 54,000,000株
2. 発行済株式の総数 33,508,446株
(うち自己株式 166,532株)
3. 株 主 数 27,049名
(前期比 5,139名増)
4. 大 株 主



株 主 名	持 株 数	(持株比率)
	千株	%
味の素株式会社	9,053	(27.15)
三井物産株式会社	4,175	(12.52)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,439	(7.32)
東京海上日動火災保険株式会社	828	(2.49)
J-オイルミルズ取引先持株会	720	(2.16)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	704	(2.11)
株式会社みずほ銀行	542	(1.63)
農林中央金庫	540	(1.62)
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	492	(1.48)
三井住友海上火災保険株式会社	401	(1.20)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役に対して、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、取締役5名（社外取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として、30,700株交付しております。

（注）上記は、退任した当社役員に対して交付されたものを含めて記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とし、2021年4月1日付けで、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役社長執行役員	八 馬 史 尚	
取締役専務執行役員	佐 藤 達 也	コーポレート本部長
取締役専務執行役員	服 部 広	油脂事業本部長
取締役常務執行役員	松 本 英 三	生産・技術開発管掌
取締役	倉 島 薫 社外	味の素株式会社取締役執行役専務グローバルコーポレート本部長兼コーポレートサービス本部長
取締役	遠 藤 陽一郎 社外	三井物産株式会社執行役員食料本部長
取締役	新 宅 祐太郎 社外 独立	参天製薬株式会社社外取締役 株式会社クボタ社外取締役 株式会社構造計画研究所社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授
取締役	石 田 友 豪 社外 独立	ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社代表取締役社長
取締役	小 出 寛 子 社外 独立	三菱電機株式会社社外取締役 J. フロント リテイリング株式会社社外取締役
監査役（常勤）	小 松 俊 一	
監査役	野 崎 晃	野崎法律事務所代表（弁護士） イチカワ株式会社社外取締役
監査役	武 藤 章 社外 独立	ギリア株式会社社外監査役
監査役	水 谷 英 滋 社外 独立	

- (注) 1. ・社外取締役倉島薫氏が取締役執行役専務を務める味の素株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
 ・社外取締役遠藤陽一郎氏が執行役員を務める三井物産株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
 ・その他の社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 社外取締役新宅祐太郎氏、石田友豪氏、小出寛子氏および社外監査役武藤章氏、水谷英滋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役水谷英滋氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役善当勝夫氏、社外監査役池谷修一氏は、2021年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

5. 2022年4月1日をもって、役員の地位および担当について、以下の通り異動いたしました。

氏名	変更前の地位および担当	変更後の地位および担当
八馬 史尚	代表取締役社長執行役員	取締役
佐藤 達也	取締役専務執行役員 コーポレート本部長	代表取締役社長執行役員 コーポレート本部長
服部 広	取締役専務執行役員 油脂事業本部長	取締役

2. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会 出席回数	主な活動状況 および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	倉島 薫	取締役会 17回/17回	食品事業および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	遠藤 陽一郎	取締役会 17回/17回	海外事業および食品事業に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	新宅 祐太郎	取締役会 17回/17回	企業経営者としての豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員長および報酬諮問委員会委員を務めております。
	石田 友豪	取締役会 17回/17回	資本市場および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、報酬諮問委員会委員長および指名諮問委員会委員を務めております。
	小出 寛子	取締役会 17回/17回	グローバル事業、マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員および報酬諮問委員会委員を務めております。
社外監査役	武藤 章	取締役会 17回/17回 監査役会 22回/22回	食品事業および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	水谷 英滋	取締役会 13回/13回 監査役会 15回/15回	主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

(注) 水谷英滋氏の取締役会・監査役会出席回数は、2021年6月24日の就任後に開催した取締役会および監査役会を対象としております。

3. 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

(I) 基本方針

当社の役員報酬制度は、役員の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的とし、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬は賞与と株式報酬で構成されており、業績・企業価値向上への短期および長期の両面でのインセンティブになります。報酬水準については、客観的指標として外部の調査会社データに基づき売上高および営業利益における同規模企業群をターゲットに、下限25パーセンタイルを担保した上で、中期経営計画目標値達成時に総額報酬が50～75パーセンタイル相当となるようベンチマークとしております。

役員報酬の額または算定方法等は「役員報酬規程」として取締役会が定めております。役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を明確にするため、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて報酬額が決定されます。

(II) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

役員毎の役割や職責に応じた「期待」への対価として、役位毎に月例固定額を設定し、毎月支給します。

(III) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

業績連動報酬の算定は、全社業績評価および個人業績評価で構成され、役位や役割に応じた業績評価構成比率を持って支給額算定を行っております。役位が高くなるほど業績連動報酬の配分を大きく設定し、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めるものとしております。

(i) 「賞与(短期インセンティブ)」

単年度の業績達成への対価として、全社業績および個人業績の目標達成度によって決定し支給します。全社業績評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、特に業績を重要な決定基準と見ることから連結営業利益としております。

(ii) 「株式報酬(長期インセンティブ)」

中長期の全社業績目標達成への対価として、株主との価値共有を図るため、業績評価期間中在任した役員を対象に、予め定めた業績評価期間終了後に当社株式を給付します。全社業績目標評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、企業価値評価は株価に現れるとの考えから特にROEに重きを置き、連結営業利益、連結高付加価値品売上高、EPSを加えた構成としております。

(IV) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の構成比は0～65%の変動幅となります。なお、社外取締役および監査役は固定報酬のみの支給であります。

役位	固定報酬(%)	業績連動報酬(%)	
		賞与	株式報酬
代表取締役社長執行役員	47	19	34
取締役専務執行役員	54	22	24
取締役常務執行役員	56	22	22
社外取締役	100	—	—
監査役	100	—	—

(V) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定に関する事項

当社は、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を、報酬諮問委員会における報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて決定しております。

② 取締役等の報酬等の内容が取締役および監査役の個人別の報酬等についての決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、①の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款第29条および第38条の定めに基づき、当社は、社外取締役倉島薫氏、遠藤陽一郎氏、新宅祐太郎氏、石田友豪氏、小出寛子氏ならびに社外監査役武藤章氏、水谷英滋氏および監査役小松俊一氏、野崎晃氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社の国内子会社等5社の取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の監査業務に係る報酬等の額
65百万円

(注) 1. 監査役会は、当事業年度の報酬等の額について、前事業年度における監査業務の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等につき確認・検討した結果、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
65百万円

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第19期 (2021年3月31日現在)	第20期 (2022年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第19期 (2021年3月31日現在)	第20期 (2022年3月31日現在)	増減金額
資産の部	156,509	161,700	5,190	負債の部	62,033	67,176	5,142
流動資産	82,686	94,196	11,510	流動負債	34,605	40,748	6,143
現金及び預金	7,848	3,579	△4,269	支払手形及び買掛金	18,625	17,057	△1,567
受取手形及び売掛金	35,958	—	△35,958	短期借入金	—	12,300	12,300
受取手形、売掛金及び契約資産	—	35,126	35,126	1年内返済予定の長期借入金	650	490	△160
商品及び製品	12,610	20,918	8,307	未払法人税等	1,972	210	△1,762
原材料及び貯蔵品	23,328	29,979	6,651	未払消費税等	299	26	△272
その他	2,938	4,592	1,653	賞与引当金	1,234	925	△309
				役員賞与引当金	63	—	△63
				役員株式給付引当金	198	11	△187
固定資産	73,778	67,466	△6,312	その他	11,561	9,727	△1,833
有形固定資産	55,372	51,502	△3,869	固定負債	27,428	26,427	△1,000
建物及び構築物	13,567	12,193	△1,373	社債	12,000	12,000	—
機械装置及び運搬具	18,942	17,117	△1,824	長期借入金	5,690	5,850	160
土地	19,202	18,619	△582	リース債務	1,409	1,256	△153
リース資産	1,623	1,465	△157	繰延税金負債	1,949	1,600	△348
建設仮勘定	1,228	1,294	66	役員株式給付引当金	—	38	38
その他	809	811	2	環境対策引当金	72	70	△2
無形固定資産	1,556	2,667	1,111	退職給付に係る負債	3,552	3,340	△211
				長期預り敷金保証金	2,153	2,128	△25
				その他	601	143	△458
投資その他の資産	16,849	13,295	△3,553	純資産の部	94,475	94,523	47
投資有価証券	15,146	11,461	△3,685	株主資本	89,467	89,958	490
退職給付に係る資産	927	1,114	187	資本金	10,000	10,000	—
繰延税金資産	177	182	4	資本剰余金	31,633	31,633	0
その他	720	658	△61	利益剰余金	48,921	49,137	215
貸倒引当金	△122	△121	1	自己株式	△1,088	△812	275
				その他の包括利益累計額	4,638	4,175	△463
繰延資産	45	37	△7	その他有価証券評価差額金	4,413	3,543	△870
社債発行費	45	37	△7	繰延ヘッジ損益	192	369	176
				為替換算調整勘定	94	230	136
				退職給付に係る調整累計額	△62	31	93
資産合計	156,509	161,700	5,190	非支配株主持分	370	390	20
				負債及び純資産合計	156,509	161,700	5,190

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第19期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第20期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	増減金額
売上高	164,816	201,551	36,734
売上原価	130,828	175,360	44,532
売上総利益	33,988	26,190	△7,797
販売費及び一般管理費	27,300	26,212	△1,087
営業利益又は営業損失 (△)	6,687	△21	△6,709
営業外収益	1,083	829	△253
受取利息	0	0	0
受取配当金	556	461	△94
持分法による投資利益	221	206	△15
受取賃貸料	173	37	△136
雑収入	130	123	△6
営業外費用	395	211	△184
支払利息	117	94	△23
支払手数料	80	38	△42
減価償却費	118	19	△98
雑支出	78	59	△19
経常利益	7,374	596	△6,778
特別利益	1,376	3,093	1,716
固定資産売却益	46	778	732
投資有価証券売却益	1,001	1,328	326
関係会社株式売却益	—	601	601
受取保険金	94	—	△94
受取損害賠償金	221	—	△221
補助金収入	12	—	△12
資産除去債務戻入益	—	385	385
特別損失	565	1,057	492
固定資産除却損	396	325	△70
減損損失	19	696	676
投資有価証券評価損	0	—	△0
リース解約損	19	1	△18
災害による損失	129	—	△129
損害賠償金	—	34	34
税金等調整前当期純利益	8,186	2,632	△5,553
法人税、住民税及び事業税	2,477	747	△1,729
法人税等調整額	458	△59	△517
当期純利益	5,250	1,943	△3,306
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△3	△9	△6
親会社株主に帰属する当期純利益	5,253	1,953	△3,300

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第19期 (2021年3月31日現在)	第20期 (2022年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第19期 (2021年3月31日現在)	第20期 (2022年3月31日現在)	増減金額
資産の部	147,013	158,081	11,067	負債の部	60,913	67,719	6,805
流動資産	79,022	93,300	14,277	流動負債	35,264	42,146	6,882
現金及び預金	6,541	2,858	△3,683	買掛金	16,947	16,755	△192
受取手形	389	466	76	短期借入金	—	12,300	12,300
売掛金	33,703	34,503	799	1年内返済予定の長期借入金	650	490	△160
商品及び製品	12,445	20,818	8,373	リース債務	206	201	△4
原材料及び貯蔵品	23,291	29,960	6,668	未払金	3,232	2,490	△741
前払費用	444	376	△68	設備関係未払金	2,821	2,757	△64
その他	2,205	4,316	2,110	未払費用	4,748	2,198	△2,549
				返金負債	—	1,692	1,692
				未払法人税等	1,841	180	△1,660
				未払消費税等	139	—	△139
				前受金	10	6	△4
固定資産	67,945	64,743	△3,202	預り金	3,275	2,172	△1,102
有形固定資産	51,818	49,416	△2,402	賞与引当金	1,125	828	△297
建物	8,025	7,599	△425	役員賞与引当金	63	—	△63
構築物	4,685	4,507	△177	役員株式給付引当金	198	11	△187
機械及び装置	18,297	16,945	△1,352	その他	4	60	56
車両運搬具	4	1	△2				
工具、器具及び備品	798	807	8	固定負債	25,649	25,572	△76
土地	17,192	16,813	△379	社債	12,000	12,000	—
リース資産	1,596	1,446	△149	長期借入金	5,690	5,850	160
建設仮勘定	1,218	1,294	76	リース債務	1,389	1,244	△145
無形固定資産	1,511	2,626	1,114	繰延税金負債	1,074	1,489	414
特許権	0	—	△0	役員株式給付引当金	—	38	38
ソフトウェア	1,506	2,620	1,114	環境対策引当金	72	70	△2
施設利用権	5	5	—	退職給付引当金	3,248	3,150	△98
				資産除去債務	436	50	△386
投資その他の資産	14,615	12,701	△1,914	長期預り敷金保証金	1,571	1,586	14
投資有価証券	8,544	7,990	△553	長期未払金	164	92	△71
関係会社株式	4,535	3,082	△1,453	純資産の部	86,099	90,362	4,262
出資金	6	5	△1	株主資本	82,128	86,449	4,320
長期前払費用	47	27	△19	資本金	10,000	10,000	—
その他	1,604	1,716	112	資本剰余金	43,717	43,717	0
貸倒引当金	△122	△121	1	資本準備金	32,393	32,393	—
				その他資本剰余金	11,324	11,324	0
				利益剰余金	29,383	33,542	4,159
				利益準備金	2	2	—
				その他利益剰余金	29,380	33,540	4,159
繰延資産	45	37	△7	固定資産圧縮積立金	169	149	△20
社債発行費	45	37	△7	繰越利益剰余金	29,211	33,391	4,180
				自己株式	△972	△811	160
				評価・換算差額等	3,971	3,913	△57
				その他有価証券評価差額金	3,778	3,543	△234
				繰延ヘッジ損益	192	369	176
資産合計	147,013	158,081	11,067	負債及び純資産合計	147,013	158,081	11,067

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第19期	第20期	増減金額
	(自2020年4月1日 至2021年3月31日)	(自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
売上高	156,830	197,693	40,862
売上原価	125,258	172,631	47,372
売上総利益	31,572	25,061	△6,510
販売費及び一般管理費	25,519	25,211	△307
営業利益又は営業損失 (△)	6,053	△149	△6,202
営業外収益	888	3,028	2,139
受取利息	0	0	0
受取配当金	722	2,879	2,156
雑収入	165	149	△16
営業外費用	250	191	△58
支払利息	79	53	△25
社債利息	44	44	0
支払手数料	80	38	△42
雑支出	46	55	8
経常利益	6,691	2,687	△4,004
特別利益	1,356	5,105	3,749
固定資産売却益	30	936	905
投資有価証券売却益	996	418	△578
関係会社株式売却益	—	3,365	3,365
受取保険金	94	—	△94
受取損害賠償金	221	—	△221
補助金収入	12	—	△12
資産除去債務戻入益	—	385	385
特別損失	562	1,033	470
固定資産除却損	395	325	△69
減損損失	19	672	652
投資有価証券評価損	0	—	△0
リース解約損	17	1	△16
災害による損失	129	—	△129
損害賠償金	—	34	34
税引前当期純利益	7,485	6,760	△724
法人税、住民税及び事業税	2,248	395	△1,853
法人税等調整額	△54	471	525
当期純利益	5,290	5,893	602

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
- ・ 連結計算書類の 「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- ・ 計算書類の 「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

上記事業報告の「業務の適正を確保するための体制」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.j-oil.com/ir/stock_information/general_meeting.html) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社 J-オイルミルズ

業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「Joy for Life。-食で未来によるこびを-」をはじめとする企業理念の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
- ② 代表取締役社長執行役員の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する経営リスク委員会を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
- ③ ESG経営を重視して、ESG意識の涵養、教育・啓発を目的としたコーポレートコミュニケーション部を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。
- ④ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として内部通報制度（ヘルプライン）についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、経営リスク委員会に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
- ⑤ さらに、独占禁止法遵守にあたっては、特にそのガイドラインを策定し、取締役、従業員等を問わず、その周知徹底を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
- ⑦ これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部門において必要な研修を定期的に行います。
- ⑧ これら内部統制システムに関連する各部門での活動を円滑に進めさせることを目的とした総務・ガバナンス推進部を設置し、内部統制に関連する活動が、当社グループ全体として、横断的かつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。

（２）取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。

- (I) 株主総会議事録と関連資料
- (II) 取締役会議事録と関連資料
- (III) 代表取締役社長執行役員が招集する経営会議議事録と関連資料
- (IV) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- (V) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、代表取締役社長執行役員を委員長とする経営リスク委員会の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「経営リスク委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ② また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規則に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
- ② 全ての常勤取締役および代表取締役社長執行役員の名指する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた「業務執行規程」、「分課分掌規程」等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
- ④ 経営方針を踏まえた経営計画を定め、当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、各部門等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。

(5) 次に掲げる体制その他のJ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営リスク委員会の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえで具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「経営リスク委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(I) 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。

(II) グループ会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。

④ 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(I) 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「J-オイルミルズ行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための経営リスク委員会等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。

(II) 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。

(III) 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

(6) 監査役監査の実効性を確保するための体制

① 監査役を補助すべき使用人に関する事項

(I) 監査役を補助するため、監査役室を設置し、2名の専任者を配置します。監査役の職務を補助する従業員（以下「監査役室スタッフ」といいますー兼務者を含む）は監査役の指揮命令下で職務を遂行します。

- (II) 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

② 監査役への報告に関する体制

- (I) 取締役および従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (II) 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- (III) グループ会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (IV) 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
- (V) 内部通報に関する情報は、総務・ガバナンス推進部より監査役に報告することとします。
- (VI) (I)(II)(III)の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないことを確保するための体制を整備します。

③ 監査費用の処理に係る方針

監査役職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために独自の外部専門家（法律・会計・税務等）を活用する場合の費用を含みます。また、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を処理します。

④ その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

- (I) 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- (II) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
- (III) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- (IV) 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
- (V) 監査役会は、代表取締役、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、「経営リスク委員会」とその傘下のコンプライアンス部会が中心となって「J-オイルミルズ行動規範」に基づいたコンプライアンス活動を統括しており、グループ全従業員にハンディタイプの行動規範を配布し、イントラネット等による情報発信や研修等を定期的実施することで、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、「企業倫理規程」の定めに従い社内外に公益通報の相談窓口を設置し、海外子会社を含めた内部通報対応を行うことで、問題の早期発見と改善措置に努めております。2021年度は、独占禁止法に関する全社研修や、ハラスメント防止に関するワークショップを実施するなどしてコンプライアンス意識の啓発に取り組ましました。

(2) リスクマネジメントに関する取組み

当社グループは、経営に大きく影響を及ぼしかねない危機発生時への対応と潜在的なリスクへの対応と低減を図るため「経営リスク委員会」とその傘下のリスクマネジメント部会を中心とするリスク管理体制を整備しており、全社的に重大な経営リスクと各部門で抽出した重要リスクについて、PDCAサイクルを回すことでリスクマネジメントを行っております。2021年度は、重要テーマとして新型コロナウイルス対応を継続するとともに、サイバーセキュリティや自然災害対応（BCP）に取り組ましました。

(3) グループ全体での内部統制に関する取組み

当社グループは、グループ全体での内部統制を強化すべく、関係会社運営規程に基づいた管理を実施しております。グループ会社に対しては、当社の統括部署へ定期的な報告を行うことを義務付けるとともに、重要案件については当社の稟議規程に基づいた承認を得ることとしております。また、経営リスク委員会は、グループ会社も対象範囲として活動しております。2021年度は、グループ会社のランク分けや統括部署の役割の整理を行ったうえで、関係会社運営規程の改定を行い、グループガバナンスの強化に取り組ましました。

(4) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議・経営リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。さらには、代表取締役とは毎月の定例会議の実施、各取締役とは年2回の定例監査、また、必要に応じて社外取締役とのミーティングや各部門長等からのヒアリングを実施しております。なお、監査部とは月例ミーティングを行い監査先情報の共有を図っており、会計監査人からは四半期監査報告を受け意見交換を行うとともに、監査部も含めた三様監査ミーティングも実施するなどして、監査の実効性を高めています。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	31,633	48,921	△1,088	89,467
会計方針の変更による累積的影響額			△70		△70
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	31,633	48,850	△1,088	89,396
当期変動額					
剰余金の配当			△1,667		△1,667
親会社株主に帰属する当期純利益			1,953		1,953
持分法の適用範囲の変動				114	114
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		162	162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	286	275	561
当期末残高	10,000	31,633	49,137	△812	89,958

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,413	192	94	△62	4,638	370	94,475
会計方針の変更による累積的影響額							△70
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,413	192	94	△62	4,638	370	94,405
当期変動額							
剰余金の配当							△1,667
親会社株主に帰属する当期純利益							1,953
持分法の適用範囲の変動							114
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△870	176	136	93	△463	20	△443
当期変動額合計	△870	176	136	93	△463	20	118
当期末残高	3,543	369	230	31	4,175	390	94,523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

I. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

(株)J-NIKKAパートナーズ

当連結会計年度において、(株)J-ケミカル（現MGCウッドケム(株)）の全株式を譲渡したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)J-若松サービス、J-ミール物流(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

II. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

太田油脂(株)、Premium Vegetable Oils Sdn Bhd

当連結会計年度において、(株)J-ケミカル（現MGCウッドケム(株)）の全株式を譲渡したことに伴い、同社が株式を保有していた(株)ユタカケミカル（現MGCウッドケム(株)）を持分法の適用範囲から除外しております。また、辻製油(株)の全株式を譲渡したことに伴い、同社を持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

(株)J-若松サービス、J-ミール物流(株)

(関連会社)

千葉オーシャンターミナル(株)

持分法を適用しない理由

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

Ⅲ. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純式等以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株……………移動平均法に基づく原価法式等

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ ……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産 ……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物が8年～50年、機械装置及び運搬具が7年～15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利通貨スワップ	外貨建借入金

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。但し、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理することとしております。

【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社及び国内連結子会社の製品売上については、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、変更に伴い、顧客に製品を実際に納品した時点もしくは納品が見込まれる時点で収益を認識することとしております。さらに、当社及び国内連結子会社において、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました一部の費用について、顧客に支払われる対価として当連結会計年度より売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識基準会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は1,342百万円減少し、売上原価は92百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,254百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は70百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

【会計上の見積りに関する注記】

I. 投資有価証券の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当社は、2019年12月にPremium Vegetable Oils Sdn Bhd (以下、PVO社)による第三者割当増資の引受に伴い持分比率20%分の株式を取得した結果、持分法適用の範囲に含めております。2022年3月期の連結貸借対照表においては、PVO社に対する持分法投資残高1,091百万円が含まれており、当該残高にはのれんに配分された金額が相対的に多額な状況であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損の兆候を識別した場合に、のれんが帰属する資産グループについて当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損処理の要否について判定し、将来キャッシュ・フローについてはPVO社の将来の事業計画に基づき算定しております。

- ② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 将来キャッシュ・フローの見積りに使用した主要な仮定は、PVO社の取締役会によって承認された事業計画の販売単価と販売数量であり、事業計画期間後についてはマレーシアの物価上昇率を考慮しております。これらの仮定に基づく数値は、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られたデータを基礎としております。
- ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響
 当連結会計年度末においてはPVO社に係る割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を超過しておりますが、事業計画の販売単価と販売数量が未達の場合には、投資有価証券の減損処理が必要となる可能性があります。

II. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額
 2022年3月期の連結貸借対照表において、182百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は3,247百万円）を計上しております。
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、今後の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 123,348百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

I. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 33,508,446 株

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

II. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	833	50.0	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	833	25.0	2021年9月30日	2021年12月2日

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2021年6月24日定時株主総会決議による1株当たり配当額は当該株式分割前の内容を記載しております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	833	25.0	2022年3月31日	2022年6月28日

【金融商品に関する注記】

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長7年後であります。このうち一部は、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利通貨スワップ）を利用してヘッジする場合があります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。また、当連結会計年度末において金利通貨スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先に関する契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先担当部署が営業債権を有する取引先の状況を定期的に確認するとともに、与信限度額に対する日次での債権残高管理を実施しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用することがあります。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた管理規程に基づいて行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち12.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 ^(※1)	6,702	6,702	—
資産計	6,702	6,702	—
(1) 社債	12,000	11,964	△36
(2) 長期借入金 ^(※2)	6,340	6,260	△79
負債計	18,340	18,224	△115
デリバティブ取引 ^(※3)	533	533	—

(※1) なお、市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,758百万円

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

Ⅲ. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1の以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価のインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	6,702			6,702
資産計	6,702			6,702
デリバティブ取引 通貨関連		533		533

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債		11,964		11,964
長期借入金		6,260		6,260
負債計		18,224		18,224

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

投資有価証券のうち、上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

デリバティブ取引については全て為替予約取引であり、為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき、為替レートといった観察可能なインプットを用いた割引現在価値法により算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

・社債

当社グループの発行する社債の時価については、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値といった観察可能なインプットを用いて算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引関係

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		12,569	—	498
	ユーロ		715	—	34
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		7,959	—	(※2)
	ユーロ		687	—	(※2)
合計			21,931	—	

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為その時価は当該買掛金の時価に含めております。

② 金利関連

該当するものではありません。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 2,846.30円

(2) 1株当たり当期純利益 59.24円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は268,600株、期中平均株式数は293,585株であります。

【収益認識に関する注記】

(1) 収益の分解情報

収益認識の財又はサービスの種類別に分解した金額は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	売上区分			その他	合計
	油脂事業	スペシヤリティ フード事業	計		
売上高					
家庭用油脂	26,249	—	26,249	—	26,249
業務用油脂	94,039	—	94,039	—	94,039
ミール類	58,075	—	58,075	—	58,075
油脂加工品	—	12,700	12,700	—	12,700
テクスチャー デザイン	—	7,724	7,724	—	7,724
ファイン	—	703	703	—	703
その他	—	—	—	2,058	2,058
顧客との契約から生じる 収益	178,364	21,128	199,493	2,058	201,551
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	178,364	21,128	199,493	2,058	201,551

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、家庭用油脂製品及び業務用油脂製品、並びに油糧（ミール類）の生産販売を中核とする油脂事業と、当社独自の油脂加工技術やアプリケーション技術を駆使した製品開発及び販売を行うスペシヤリティフード事業を主な事業内容としております。スペシヤリティフード事業については、マーガリンや粉末油脂の加工販売を行う油脂加工品事業、スターチ製品の開発と加工販売を行うテクスチャーデザイン事業、さらにはトコフェロールや大豆イソフラボン等の機能性素材の加工販売を行うファイン事業から構成されております。

これらの製品販売については、製品出荷後の顧客への引き渡しが見込まれる時点で製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該引渡予定日時点で収益を認識しております。

製品販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額に応じて支払う奨励金や割戻金、並びに販売拡大を目的として支払う協賛金等について控除して算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価については返金負債として計上しております。当該返金負債の見積にあたっては、顧客別製品群ごとの契約達成条件上の支払額や割戻率、並びに契約対象期間の販売実績等の主要な仮定に基づき、最頻値法により見積計算を行っております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,958
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	35,126
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【追加情報】

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する重要な会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の収束時期などを予測することは困難ですが、当社グループの事業活動への影響については、2023年3月期も続くものと仮定して、固定資産の減損損失等の会計上の見積りを行っております。これらの仮定は不確実性が高いため、その影響が長期化した場合には将来において連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	169	29,211	29,383	△972	82,128
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△66	△66	—	△66
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	169	29,144	29,316	△972	82,061
当期変動額										
剰余金の配当							△1,667	△1,667		△1,667
当期純利益							5,893	5,893		5,893
固定資産圧縮積立金の取崩						△20	20	—		—
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			0	0					162	162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△20	4,247	4,226	160	4,387
当期末残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	149	33,391	33,542	△811	86,449

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,778	192	3,971	86,099
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△66
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,778	192	3,971	86,032
当期変動額				
剰余金の配当				△1,667
当期純利益				5,893
固定資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△234	176	△57	△57
当期変動額合計	△234	176	△57	4,329
当期末残高	3,543	369	3,913	90,362

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

I. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入株式等以外のも 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

の

市場価格のない……………移動平均法に基づく原価法

株式等

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ ……先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産 ……月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

II. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が8年～50年、構築物が10年～50年、機械及び装置が7年～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

III. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

IV. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

V. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要額を見積計上することとしております。

(7) 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる損失金額を計上しております。

VI. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利通貨スワップ	外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

VII. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社の製品売上については、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、変更に伴い、顧客に製品を実際に納品した時点もしくは納品が見込まれる時点で収益を認識することとしております。さらに、当社において、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました一部の費用について、顧客に支払われる対価として当事業年度より売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識基準会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は1,284百万円減少し、売上原価は73百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,215百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は66百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払費用」に含めて表示していた顧客に返金することが見込まれる負債については、「流動負債」の「返金負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

I. 関係会社株式の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当社は、2019年12月にPremium Vegetable Oils Sdn Bhd (以下、PVO社)による第三者割当増資の引受に伴い持分比率20%分の株式を取得した結果、取得原価相当額1,001百万円について関係会社株式として計算書類に計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

PVO社株式は市場価格のない株式であるため、当該株式の実質価額はPVO社の超過収益力を反映して算出しております。減損処理の要否の判断については、PVO社の将来の事業計画に基づく超過収益力の毀損による実質価額の著しい低下の有無について検討しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

PVO社に係る実質価額の算出に使用した主な仮定は、PVO社の取締役会によって承認された事業計画の販売単価と販売数量であり、事業計画期間後についてはマレーシアの物価上昇率を考慮して算定しております。これらの仮定に基づく数値は、外部情報及び内部情報の両方から得られたデータを基礎としております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当事業年度末においては、PVO社に係る実質価額が帳簿価額を超過しておりますが、事業計画の販売単価と販売数量が未達の場合には、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

II. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

2022年3月期の貸借対照表において、2,971百万円（繰延税金負債と相殺前の金額）を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項【会計上の見積りに関する注記】繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

I. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	8,094百万円
短期金銭債務	5,243百万円

II. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	122,971百万円
----------------	------------

【損益計算書に関する注記】

I. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	61,850百万円
仕入高	17,408百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,266百万円

II. 減損損失の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類	金額（百万円）
静岡県清水区	マーガリン事業用資産	建物、機械装置等	403
北九州市若松区	油脂事業用資産	建物、機械装置等	268

当社は、事業用資産においては事業区分を基準に、本社・研究所等に関しては共用資産として資産のグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取り扱っております。

その結果、スペシャリティフード事業において、油脂加工品事業の採算性悪化に伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（403百万円）として計上しております。その内訳は建物及び機械装置等であります。また、油脂事業において、国内の生産体制を一部変更し生産機能の最適化に伴い、当該資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（268百万円）として計上しております。その内訳は建物及び機械装置等であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	515,506	1,008	81,382	435,132

- (注) 1. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 自己株式数には信託が保有する自社の株式が当事業年度期首349,800株、当事業年度末268,600株含まれております。
 3. (変動事由の概要) 増加は単元未満株式の買取、減少は単元未満株式の買増請求であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
土地評価減	273
減価償却費	51
減損損失	724
有価証券評価減	96
会員権等評価減	61
貸倒引当金	37
未払金	649
未払事業税	64
賞与引当金	236
退職給付引当金	1,312
その他	175
繰延税金資産小計	3,684
評価性引当額	△713
繰延税金資産合計	2,971
繰延税金負債	
土地の評価増による増加	△2,355
退職給付信託に係る益金不算入額	△396
固定資産圧縮積立金	△65
その他有価証券評価差額金	△1,478
繰延ヘッジ損益	△163
繰延税金負債合計	△4,460
繰延税金負債の純額	△1,489

【関連当事者との取引に関する注記】

I. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係 会社	味の素(株)	東京都 中央区	79,863	食料品等 製造 その他	被所有 直接 27.2	当社製品の販売 および 原材料の仕入 役員の兼任1人	油脂製品の 販売 (注1, 2)	44,957	売掛金	4,248
							原材料の 仕入 (注2)	7,851	買掛金	2,330
主要 株主	三井物産(株)	東京都 千代田区	342,384	総合商社	被所有 直接 12.6	当社製品の販売 および 原材料の仕入	油脂製品の 販売 (注2)	14,866	売掛金	3,275
							原材料の 仕入 (注2)	56,052	買掛金	7,163

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 一部の対象製品の販売については、味の素(株)の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。
- (注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

II. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株J-N I K K A パートナーズ	東京都 中央区	20	油脂事業	直接 100	当社製品の販売 役員の兼任3人	油脂製品の 販売 (注1)	15,652	売掛金	3,254
							資金の預託 (注2)	798	預り金	1,702
子会社	株J-ケミカル (現MGCウッドケム(株))	東京都 中央区	90	ケミカル 販売	直接 100	役員の兼任1人	受取配当金	2,277	-	-
関連 会社	辻製油(株)	三重県 松阪市	30	油脂事業	直接 20 被所有 直接 1.2	当社製品の販売 役員の兼任1人	関係会社 株式の売却	1,647	-	-
							関係会社 株式売却益	1,036	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。
- (注2) 資金の預託による利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注4) 株式会社J-ケミカル(現MGCウッドケム株式会社)は、2021年5月31日に全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。なお、上記の所在地、議決権等の所有(被所有)割合、関係内容および取引金額については、当該除外直前の内容を記載しております。
- (注5) 当社が保有する辻製油株式会社の全株式を2022年3月31日に同社に譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。株式の売却価額は、合理的に決定した契約価格によっており、支払条件は一括現金払いであります。なお、上記の議決権等の所有(被所有)割合、関係内容および取引金額については、当該除外直前の内容を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1)	1株当たり純資産額	2,732.18円
(2)	1株当たり当期純利益	178.34円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は268,600株、期中平均株式数は293,585株であります。

【収益認識に関する注記】

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【追加情報】

詳細は、連結計算書類「連結注記表【追加情報】」に記載のとおりです。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役からその活動状況、活動結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、経営リスク委員会等重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか取締役、事業本部長、その他の執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 子会社及び主な関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ事業の状況や職務の執行状況についての報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、監査部と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査部、EY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 小松 俊 一 ㊟

監査役 野崎 晃 ㊟

監査役(社外監査役) 武藤 章 ㊟

監査役(社外監査役) 水谷 英 滋 ㊟

以上